

注 文 書

発注者

名取市長 山田 司郎

【件 名】

第 59 号 公園施設整備工事（その 1）

【場 所】

名取市 愛島台二丁目 地内 外

【概 要】

遊戯施設整備工 一式 （中央公園 外 2 公園）

- ・アスレチック遊具 更新 N=1 基
- ・複合遊具 更新 N=1 基
- ・揺動遊具 更新 N=1 基

【履行期間】

契約締結の翌日 より 令和 8 年 12 月 18 日

【添付書類】

位置図
特記仕様書
金抜設計書
図面
数量計算書

— 特 記 仕 様 書 —

令和8年4月1日以降公告案件から適用

施 工 条 件 明 示 書

工事番号	第 号	工事名	公園施設整備工事(その1)	事務所名	名取市				
項 目		条 件	内 容	施 工 方 法	備 考				
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。							
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置									
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」		○	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)						
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)		○	契約工期初日以降、〇〇日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1－1－4によること。						
(3) 上記以外		●	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手						
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html							
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置									
		建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。							
4 積算基準及び設計単価の適用期日									
(1) 積算基準及び設計単価の適用について		●ある	○ない	積算基準及び設計単価は 令和8年7月 の基準及び単価としている。					
5 工程関係									
(1) 関連工事による施工時期の調整		○ある	●ない						
(2) 施工時期による制限		○ある	●ない						
(3) 関係機関等との協議の未成立		○ある	●ない						
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加		○ある	●ない						
6 公害対策関係									
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限		○ある	●ない	各関係法令、条例による					
7 安全対策関係									
(1) 交通安全施設等の指定		○ある	●ない	保安施設設置計画書による					
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限		○ある	●ない						
8 排水工関係									
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性		○ある	●ない						
9 建設副産物対策関係(建設発生土)									
(1) 建設発生土の処理・処分について									
		処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間	備 考		
		名称 所在地							
(2) 建設発生土	処理・処分	○ある	●ない						
10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)									
(1) 建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について		下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。							
		処理・処分する場所		処理・処分方法	距 離	制 限 時 間			
		工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。							
(2) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	○ある	○ない	㈱イーストコア空港リサイクルセンター	岩沼市下野郷字中野馬場34-1	7.8 km	時 分 ～ 分	
		アスファルト塊	○ある	●ない			km	時 分 ～ 分	
		建設発生木材	○ある	○ない	㈱イーストコア空港リサイクルセンター	岩沼市下野郷字中野馬場34-1	7.8 km	時 分 ～ 分	
		建設汚泥	○ある	●ない			km	時 分 ～ 分	
		その他	○ある	○ない	㈱イーストコア空港リサイクルセンター	岩沼市下野郷字中野馬場34-1	7.8 km	時 分 ～ 分	廃ブラ・鉄
(3) 再生材の利用		●ある	○ない	種類・数量	再生砕石(RC-40)				

11 現場環境改善			
	☐ ある	☒ ない	現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。
12 品質証明			
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認 チェックリストの対象	☐ ある	☒ ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	☐ ある	☒ ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。
13 標準的な設計図書による発注方式	☐ ある	☒ ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。
14 資材関係			
(1) 生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。		
(2) 購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。		
(3) 宮城県グリーン製品の利用	必須 1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。		
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	☐ ある	☒ ない	2. 盛土材、埋め戻し材
	☐ ある	☒ ない	3. その他()
(4) 県内産製品の使用	☐ ある	☒ ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html
(5) 現場吹付法枠工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。		
15 設計変更の手続き			
(1) 設計変更の手続きについて	設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。 詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】」を参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html トップページ＞しごと・産業＞土木・建築・不動産＞建設業＞設計変更ガイドライン【土木工事,建設関連業務】		
16 その他			
(1) 舗装の下請制限について	☐ ある	☒ ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における 工事費内訳調査」の対象の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。
(3) 三者会議の対象の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。
(4) 貸与資料の有無	☒ ある	☐ ない	本仕様書によるもののほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(設計計算書、設計測量成果等の成果品、用地測量の成果品については、必要に応じて貸与する。)
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	☐ ある	☒ ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6) 法定外の労災保険の付保について	本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示すること。		
(7) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	☐ ある	☒ ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。
(8) 盛土規制法について	本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下のホームページを参考とすること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html		

働き方改革・生産性向上に関する事項

項 目	条 件		内 容
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	☐ 対象	☒ 対象外	1. 下記①、②、③に該当する工事のうち、発注者が適用対象とした工事が対象となる。 ① 一定の箇所にICT建設機械で施工可能な土工数量1,000m3以上ある工事 ② 一定の箇所にICT建設機械で施工可能な新設する路盤数量又は切削面積3,000m2以上ある工事 ③ ICT土工、ICT舗装工以外の工種で「ICT活用工事実施要領」(国土交通省)が定められている工種を含む工事 2. 活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。 3. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。※簡易型(施工計画型)、標準型(施工計画型)、標準型(技術提案型)、高度型、技術提案チャレンジ型、簡易型(施工計画型・試行型)の場合 なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。 4. 設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとし、受発注者協議により決定した技術を設計変更の対象とする。なお、受発注者協議により、活用提案を実施しないこととなった場合、「ICT施工・3次元化等の活用提案」は履行されたものとして取り扱い、履行確認を行う。
18 BIM/CIMの活用の有無			
(1)BIM/CIM活用工事の対象	☐ 対象	☒ 対象外	1.本工事は、BIM/CIM活用工事の対象工事である。実施にあたっては「BIM/CIM適用工事実施要領」に基づき行うこと。 2.BIM/CIM適用工事実施要領を適用する工事で、発注方法に総合評価落札方式の簡易型(施工計画型)、標準型(施工計画型)、標準型(技術提案型)、高度型、技術提案チャレンジ型、簡易型(施工計画型・試行型)を適用する工事は「施工計画等」や「技術提案等」(いわゆる作文)に関する評価項目において、BIM/CIMに関する提案を評価の対象外とする。
(2)BIM/CIM活用工事の発注型式	☐ 発注者指定型	☒ 受注者希望型	【発注者指定型】(記載例) 前段階で作成した3次元モデルは以下のとおりである。(前段階で作成した3次元モデルが存在する場合に記載) 作成した3次元モデル:地形モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与した属性情報:部材名称、部材寸法 想定する活用目的、活用内容等は以下のとおりである。 活用目的:住民説明において、3次元モデルによりわかりやすく事業計画を説明することにより、円滑かつ確実に合意形成を図ることを目的とする。 活用内容:本事業の住民説明においては、事業計画のフェーズに沿った現道切り回しの状況を説明し、工事開始後の生活上の支障等を確実に伝達する必要があることから、各フェーズにおける状況を3次元モデルにより表現する。 作成する3次元モデル:地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与する属性情報:部材名称、部材寸法 費用については、受発注者で協議し、発注者が活用効果等を確認のうえ、計上する。 なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。 【受注者希望型】(記載例) 前段階で作成した3次元モデルは以下のとおりである。(前段階で作成した3次元モデルが存在する場合に記載) 作成した3次元モデル:地形モデル、構造物モデル 3次元モデルの詳細度:200程度 3次元モデルに付与した属性情報:部材名称、部材寸法 BIM/CIMの活用を希望する場合は、工事受注後、監督職員と目的、活用内容、仕様及び費用等について協議すること。 費用については、受発注者で協議し、発注者が活用効果等を確認のうえ、計上する。
19 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	☐ 対象	☒ 対象外	本工事は、情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事中手時に別途定める「事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム実施要領」及び「土木工事・業務の情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	☒ あり	☒ なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進	本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。(http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html)		
20 週休2日モデル工事の適用の有無			
(1)週休2日モデル工事	☒ 対象	☐ 実施困難工事	1. 週休2日対象工事の場合は、名取市「週休2日モデル工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日モデル工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。 2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。 実施困難工事の理由 ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため
(2)週休2日モデル工事の種別	☒ 現場閉所型	☐ 交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交 替 制:現場閉所を行うことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日モデル工事の区分	当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。		
21 女性活躍推進工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進工事	☐ 対象	☒ 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ (https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/) で確認のこと。
22 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	☐ 対象	☒ 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「下請承認事務簡素化モデル工事」実施要領に基づき、行うこととする。

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
23 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	〇	●い 1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。 営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 12.82% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合: 1.52% 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。 5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。 7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。		
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	〇	●い 本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
24 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	〇	●い 下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。 購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。	受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積り書 6 その他、必要と思われる事項	
25 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の対象工事	〇	●い 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
26 その他				
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	〇	●い ・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2) 東日本大震災の復興・復興事業等における積算方法等に関する試行について	●	○い 間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1		

特記事項

1 住民への配慮について			
(1) 工事区間における対応	・周囲の路線は、一般車両及び歩行者の通行もあることから、工事周知看板を設置し、施工中のトラブルの防止に努める。 ・土砂搬出・搬入に伴うダンプ運搬について、公道通行時の法定速度の遵守、左右折時の安全確認の徹底に努める。 ・付近の環境に配慮し、粉塵対策として、工事区間内及び公道の清掃に努めるものとする。	保安施設設置計画書を立案し、監督職員の承諾を得て、看板等を設置すること。	
(2) 住民への配慮	・工事実施に先立ち、関係住民への事前説明(チラシ等の配布)の周知徹底すること。	監督職員と協議を行った上で、事前説明方法を検討し、工事中のトラブル発生の防止を図ること。	
(3) 現場内の管理	・安全管理において諸法令を遵守し、適正な安全施設等を配置することで、事故の未然防止に努めること。	諸法令を熟知し、現場に即した措置を講じること。	
2 建設副産物の処理			
(1) 建設副産物処理の報告	・本工事で発生した建設副産物等の処理については、設計計上されていないものに関しても「建設廃棄物処理計画書」を作成すること。	建設廃棄物等を処理した場合は「建設廃棄物等処理結果報告書」、「マニフェスト」、「処理状況写真」を提出のこと。	
(2) 建設副産物の取り扱いについて	・本工事において発生する建設副産物等の処理については、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書を作成し施工計画書に含めなければならない。	共通仕様書1-1-41に基づき施工計画書に明記すること。	
3 社会的貢献及び安全管理			
(1) 社会的貢献	下記の社会的貢献面で実施した場合は監督員へ報告すること。 1. 道路、河川、海岸等の環境保全を実施した。 2. 県立公園等及びその周辺の環境保全を実施し、動植物の保護等に取り組んだ。 3. 現場事務所、作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 4. 道路清掃等のボランティア活動に積極的に参加した。 5. 災害時に地域への援助・救援活動に積極的に参加した。 6. その他(例えば、毎年地域のために貢献していること)	・施工計画時点で実施を検討しているものについては、施工計画書へ記載すること。	
(2) 安全管理の創意工夫等	下記の安全管理面で実施した場合は監督員へ報告すること。 1. 安全管理に関する技術開発や、創意工夫に取り組んでいる。 2. 安全職場実現への取り組みが、工事関係者以外(労基署、警察署、住民)から評価されている。 3. 安全衛生管理活動を適宜実施した。 4. 供用道路上、海上航路上での事故防止、一般交通確保等のための工夫 5. ゴミの減量化、分別収集の工夫等	〃	
4 一般施工			
(1) 段階確認	段階確認を受ける工種及び施工段階は、共通仕様書に記載のある事項と他請負者の判断で必要があると判断される事項を、事前に書面にて監督職員に提出すること。	施工計画書に実施予定を記載すること。	
5 過積載の防止			
(1) 過積載の防止に関する対策	受注者は、工事施工に伴う建設副産物、生コンクリート及び工事用資材等(以下「建設資材」という。)を運搬する大型貨物自動車等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を遵守すること。 (1) 積載重量制限を超えて建設資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に建設資材を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から建設資材の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を建設資材の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設資材の処理及び骨材の購入等に当たって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 「土砂等」を運搬する大型自動車による交通事故防止に関する特別措置法(以下「法」という)を遵守し、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。 また、法の目的に鑑み、法12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。 (7) 以上のことについて、元請業者は、下請け業者を十分に指導すること。		

6 その他			
(1)契約終了後の提出物について	・下記のとおりとする。 1)施工計画書 2)設計照査結果 上記2点について、契約終了後速やかに提出を行うこと。	監督職員と協議の上、提出すること。	
(2) 事前測量	・契約後、早急に事前測量を実施し、成果を提出すること。 1)施工に先立ち事前測量を実施し監督職員の確認を得ること。なお、設計内容と異なる場合は、速やかに監督職員と協議すること。 2)事前測量の結果を、横断図にして提出のこと。紙ベース(仕様書と同じ計画線も入れる)とCD-R等に、SFC形式で保存したものを各1部。		
(3) 設計図書と現地の相違点について	・着手前調査において、本設計図書との相違点が確認された場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、対応を検討し書面で協議すること。	監督職員と協議の上、提出すること。	
(4) 共通仕様書、マニュアルについて	共通仕様書及びマニュアル類について、最新の適用書類を必ず確認し、施工を行うこと。		
(5) その他	1) 工事関係者(作業員含む)は、工事目的を十分に理解することに努め、監督員や現場責任者または設計図書のみに頼らず、常に疑問をもって工事の施工に取りかかることとし、各自が疑問点を解決しやすい職場環境を形成するとともに臨機応変の対応ができるよう現場教育を徹底すること。 2) 本工事は標準積算基準により積算している。現場条件等により標準積算基準での施工が困難な場合は、監督職員と協議すること。 3) その他、疑義のある場合は、事前に監督職員と協議すること。本設計仕様等で疑義が生じた場合は直ちに監督職員と協議するものとし、打合せ・協議・承諾・指示等の内容は全て工事打合せ簿等の書面で行うこと。		

特 記 仕 様 書

第 号 公園施設整備工事（その 1）

1. 共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）の摘要

本工事の施工にあたっては、「宮城県土木部制定共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）」に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）に対する特記事項

共通仕様書（土木工事編ⅠⅡ）に対する特記事項は、次のとおりとする。

第 1 条 本工事の内容について

1. 本工事施工にあたっては、公園が供用開始区域であること等を考慮し綿密な計画を立案し、監督員と協議の上、進めること。

第 2 条 施工計画書

1. 安全・訓練等の実施内容（第 3 条参照）を綿密に計画し、その詳細を施工計画書に明記すること。（各月ごとの実施計画を明記すること）
2. 本工事において発生する可能性のある建設副産物等について「建設副産物処理計画」を作成し、施工計画書に明記すること。
3. 段階確認項目（第 5 条参照）について、施工計画書に明記すること。
4. 安全管理項目に保安施設設置計画（第 6 条参照）をいれること。
5. 社内検査員（第 7 条参照）について、施工計画書に明記すること。
6. 遊具の設置基準（安全領域、落下高さ等）及び根拠をまとめ、明記すること。

第 3 条 安全・訓練等の実施

1. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施すること。また実施計画書を施工計画書に明記すること。
 - ① 安全活動のビデオ等資格資料による安全教育
 - ② 本工事内容の周知徹底
 - ③ 土木工事安全施設技術指針等の周知徹底
 - ④ 本工事における災害対策訓練
 - ⑤ 本工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全・訓練等として必要な事項
2. なお、実施後速やかに、安全・訓練等の実施内容を明記し報告書として提出すること。また次の事項に留意すること。
 - ① 参加者直筆の名簿の写しを付けること。（コピー不可）
 - ② 実施状況の写真を添付すること。
 - ③ 安全・訓練に使用したテキストの写しを付けること。

第4条 建設副産物の処理

1. 本工事において発生する建設廃棄物等（現場で発生した実数量）の処理については、速やかに「建設副産物処理計画」を作成し監督員の承諾を得ること。また建設廃棄物等を処理した後は、速やかに建設物等廃棄物処理報告書、マニフェスト(A 標、E 標の写し)、数量根拠、処理状況写真を提出すること。
2. 建設副産物情報交換システムの登録
 - ① 工事請負金額が 100 万円以上の工事は、建設副産物情報交換システム(以下「システム」という)の登録対象工事であり、請負者は、施行計画時、工事完了時及び登録状況の変更が生じた場合は速やかに建設副産物情報交換システム(財)日本建設情報総合センター)にデータの入力を行うものとする。
 - ② 入力した工事にあつては、当該システムにより再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し施行計画書に含め、かつ建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督職員に提出しなければならない。また、建設副産物実態調査にあつては、データ提出を省略するものとする。

第5条 段階確認

1. 項目については原則として監督員と協議することとする。その内容について施工計画書に明記すること。

第6条 保安設置計画書の提出

1. 保安設置計画書を作成し、施工前(測量着手前)に提出すること。その内容については次の項目に留意すること。
 - ① 工事名、工事概要、施工業者名、現場代理人名、契約工期を明記すること。
 - ② 施工位置図を添付すること。
 - ③ 使用する保安施設の様式図を付けた保安施設設置図を添付すること。まわり道案内標識板については、各設置看板の詳細をつけること。
 - ④ 各保安施設設置形態において、保安施設設置図を作成すること。

第7条 社内検査

1. 社内検査員を設置し、経歴及び資格を明示すること。
2. 中間検査及び竣工検査前に社内検査を行い、検査報告書を提出すること。

第8条 工事カルテ作成・登録

1. 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金が 500 万円以上の工事について、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜、(財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。(ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。)
また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第9条 製品・材質

1. 利用年齢等については別添図面記載のとおりとする。
2. 遊具等の安全基準については(社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2024」に適合した製品、または(社)日本公園施設業協会の発行する「遊具の安全に関する基準 JPFA-S:2024 に準拠した製品である事。
3. 製品は、(社)日本公園施設業協会の生産物賠償責任保険付とする。
4. その他製品についての基準等は別添図面明記の通りとする。

第10条 現場代理人

1. 現場代理人の常駐義務の緩和措置（名取市ホームページ参照）についての該当工事である。
2. 現場代理人が兼務する場合は下記のとおりとする。
 - ① 工事担当課に届出書を提出すること
 - ② 兼務する工事は名取市が発注する工事であること。
 - ③ 工事現場の相互距離は自動車で行き可能な経路で 10km 程度までとし、工事現場の運営・安全管理等に支障が無いこと。

第11条 主任技術者

1. 主任技術者の専任要件の緩和措置（名取市ホームページ参照）についての該当工事である。
2. 主任技術者が兼務する場合は下記のとおりとする。
 - ① 工事担当課に届出書を提出すること。
 - ② 兼務する工事は国、県又は市町村が発注する工事であること。
 - ③ 工事現場の相互距離は自動車で行き可能な経路で 10km 程度までとし、工事現場の運営・安全管理等に支障が無いこと。

第12条 後片付け

受注者は、工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には原型同等以上に復旧しなければならない。

第13条 週休2日モデル工事の適用の有無

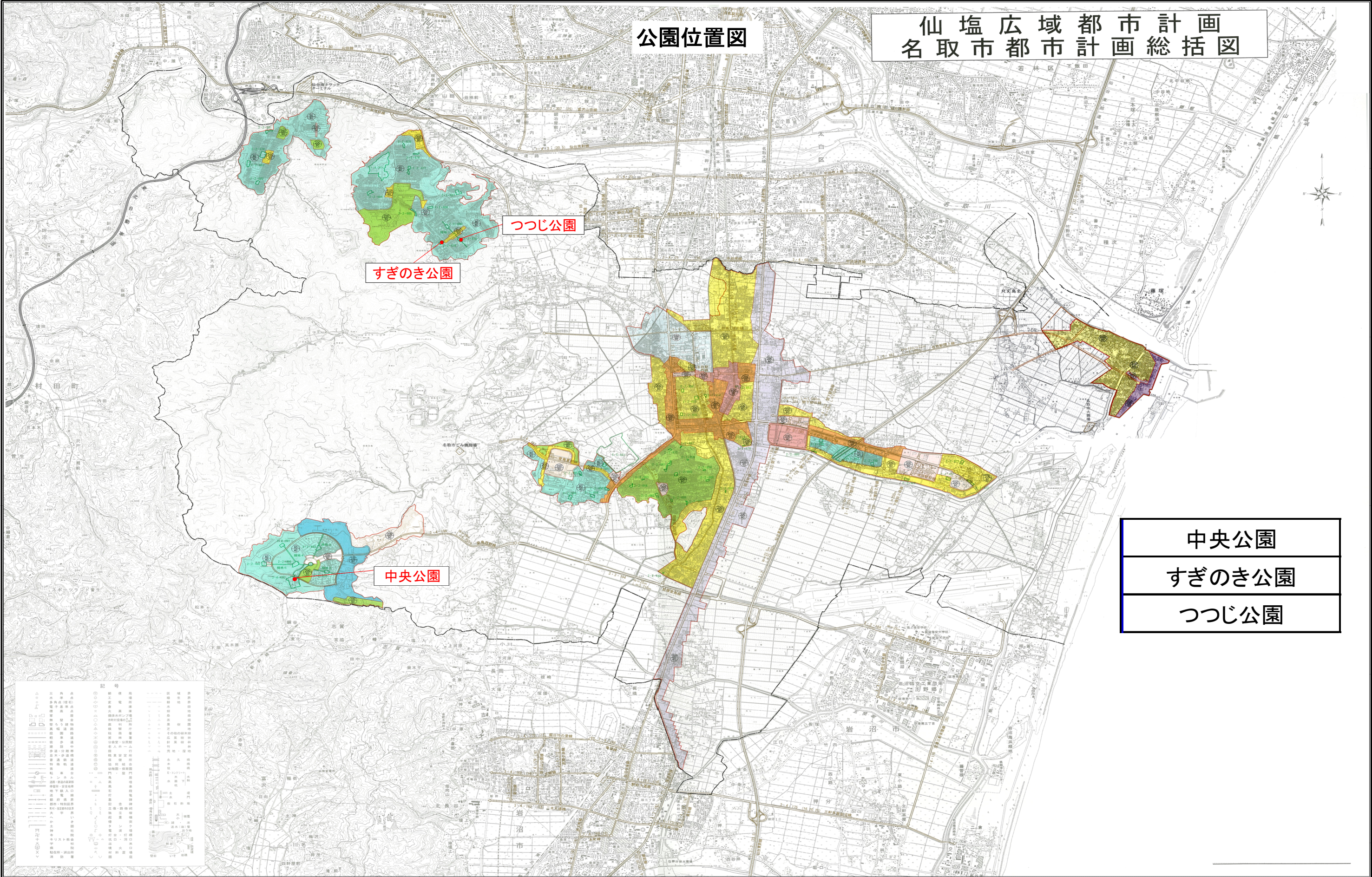
1. 本工事は、週休2日モデル工事の対象である。
 - ① 週休2日工事の対象工事の場合は名取市「週休2日モデル工事」実施要領（名取市ホームページ参照）、に基づき行うこととする。
 - ② 当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。

第14条 その他

1. 工期内で完成検査を受検できるようフォローアップを含む工程管理を実施すること。
2. 公園内の工事であり、第三者に対する事故防止に対して万全を期すこと。
3. 作業員には保安用具等を装備させる等、安全管理に十分配慮のこと。
4. 大雨や強風が発生した場合は、速やかにその作業結果を詳細に文書で報告すること。
5. 遊具組立施工は専門資格者（公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整技士）が管理施工を行うものとする。
6. 製品は SP 認定及び日本公園施設業協会の賠償責任保険付きとする。

公園位置図

仙塩広域都市計画
名取市都市計画総括図



すぎのき公園

つつじ公園

中央公園

- 中央公園
- すぎのき公園
- つつじ公園

(公園名)107. 中央公園



66 418.12.14 修正

整理番号	
------	--



名
取
市

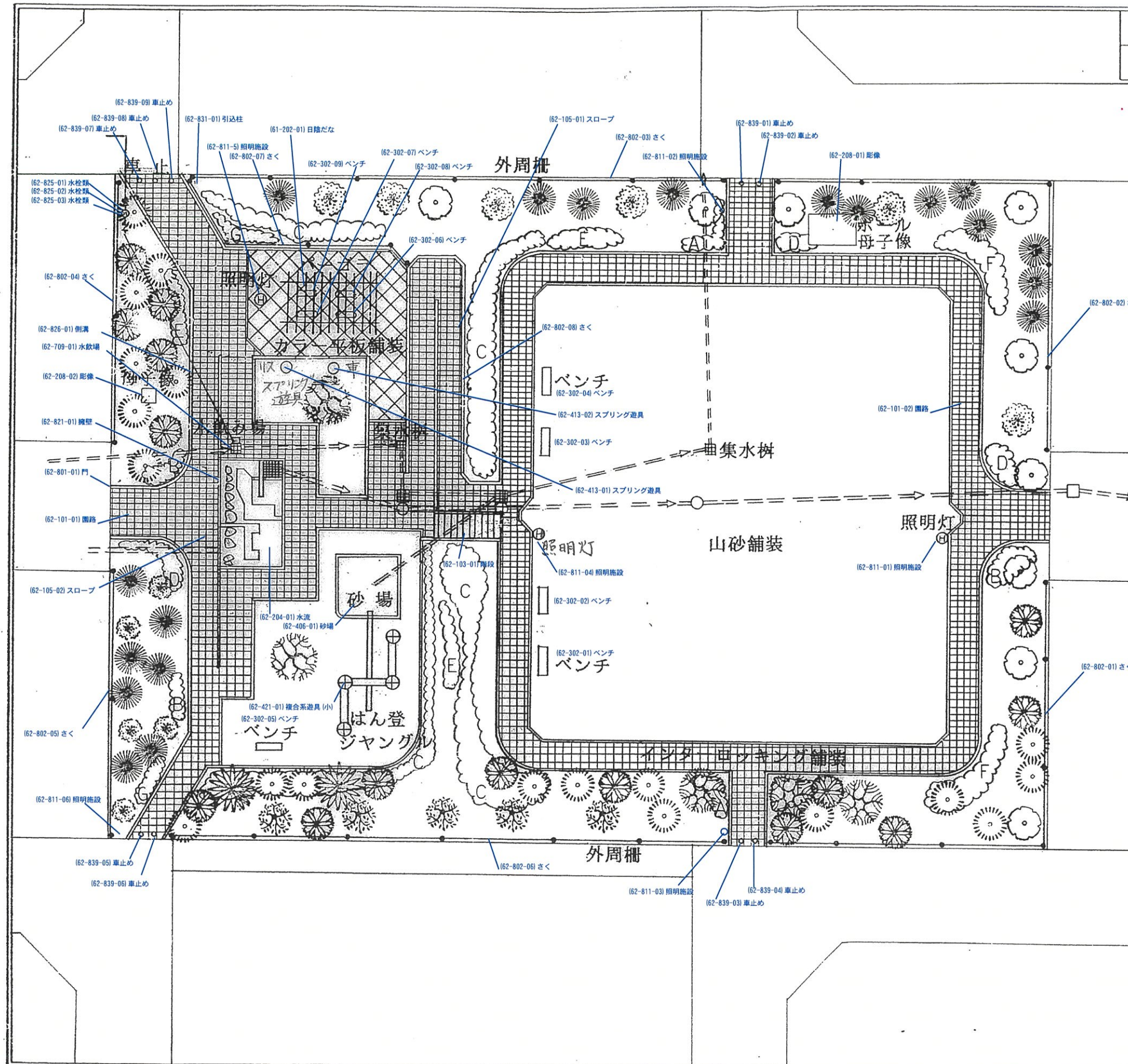
縮尺三百分之一

都市公園台帳平面図

62

H18・12・20修正

公園名	つつじ公園	整理番号
所在地	所在：名取市那智が丘2丁目24番	



植栽一覧表		
記号	樹種	数量
(62-802-01)	シラカシ	3
(62-802-02)	ドイツトウヒ	2
(62-802-03)	トウネズミモチ	5
(62-802-04)	ウバメガシ	15
(62-802-05)	ヒイラギ	5
(62-802-06)	ツバキ類	19
(62-802-07)	イロハモミジ	6
(62-802-08)	ケヤキ	2
(62-802-09)	トウカエデ	9
(62-802-10)	ナナカマド	19
(A)	アオキ	80
(B)	アベリア	90
(C)	サツキツツジ	720
(D)	クリシマツツジ	80
(E)	ドウダンツツジ	120
(F)	レンギョウ	100
(G)	アジサイ	40

縮尺三百分之一

名
取
市

設計内訳書（本01）

工事名	公園施設整備工事（その1）					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
施設整備								
	式	1						
遊戯施設整備工								
	式	1						
遊具組立設置工								
	式	1						
遊具組立設置工								
	式	1						
遊具組立設置工								
	式	1						
公園施設等撤去・移設工								
	式	1						
公園施設撤去工								
	式	1						
運搬処理工								
	式	1						
公園施設等撤去・移設工								
	式	1						
公園施設撤去工								
	式	1						
運搬処理工								
	式	1						
公園施設等撤去・移設工								
	式	1						
公園施設撤去工								
	式	1						

設計内訳書（本01）

工事名	公園施設整備工事（その1）					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
運搬処理工								
	式	1						
直接工事費								
	式	1						
共通仮設								
	式	1						
共通仮設費（率計上）								
	式	1						
純工事費								
	式	1						
現場管理費								
	式	1						
工事原価								
	式	1						
一般管理費等								
	式	1						
工事価格								
	式	1						
消費税額及び地方消費税額								
	式	1						
工事費計								
	式	1						

設計内訳書（本01）

工事名	公園施設整備工事（その1）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
施設整備							
		式	1				
遊戯施設整備工							
		式	1				
遊具組立設置工	【中央公園】						
		式	1				
アスレチック遊具	流動木						単 1号
		基	1				
遊具組立設置工	【すぎのき公園】						
		式	1				
複合遊具							単 2号
		基	1				
滑り台ゴムマット							単 3号
		基	1				
遊具組立設置工	【つつじ公園】						
		式	1				
揺動遊具							単 4号
		基	1				
公園施設等撤去・移設工	【中央公園】						
		式	1				
公園施設撤去工							
		式	1				
公園施設撤去	アスレチック遊具						単 5号
		基	1				
運搬処理工							
		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	公園施設整備工事（その1）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬							内 1号
		式	1				
殻処分							内 2号
		式	1				
公園施設等撤去・移設工	【すぎのき公園】						
		式	1				
公園施設撤去工							
		式	1				
公園施設撤去	公園施設の種類:複合遊具						単 6号
		基	1				
運搬処理工							
		式	1				
殻運搬							内 3号
		式	1				
殻処分							内 4号
		式	1				
公園施設等撤去・移設工	【つつじ公園】						
		式	1				
公園施設撤去工							
		式	1				
公園施設撤去	公園施設の種類:揺動遊具						単 7号
		基	1				
運搬処理工							
		式	1				
殻運搬							内 5号
		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	公園施設整備工事（その1）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 施設整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
敷処分							内 6号
		式	1				
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費（率計上）							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				
工事費計							
		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 1号	殻運搬						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付2t積、吊能力2. 9t, 無し, 8. 5km以下						
		t	0. 03				
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付2t積、吊能力2. 9t, 無し, 8. 5km以下						
		t	0. 33				
殻運搬	コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 機械積込, 無し, 5. 7km以下, 全ての費用						
		m3	2. 04				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 2号	殻処分						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
処分費（鉄くず）							
		t	0. 03				
処分費（木くず）							
		m3	0. 6				
処分費（無筋コンクリート）							
		m3	2. 04				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 3号	殻運搬						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付2t積、吊能力2. 9t, 無し, 8. 5km以下						
		t	0. 697				
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付2t積、吊能力2. 9t, 無し, 8. 5km以下						
		t	0. 027				
殻運搬	コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 機械積込, 無し, 5. 7km以下, 全ての費用						
		m3	1. 59				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 4号	殻処分						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
処分費（鉄くず）							
		t	0. 697				
処分費（木くず）							
		m3	0. 05				
処分費（無筋コンクリート）							
		m3	1. 59				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 5号	殻運搬						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付2t積、吊能力2. 9t, 無し, 8. 5km以下	t	0. 015				
殻運搬	コンクリート(無筋)構造物とりこわし, 機械積込, 無し, 5. 7km以下, 全ての費用	m3	0. 08				
現場発生品及び支給品運搬	クレーン装置付2t積、吊能力2. 9t, 無し, 8. 5km以下	t	0. 015				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

内 6号	殻処分						
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
処分費（鉄くず）		t	0. 015				
処分費（無筋コンクリート）		m3	0. 08				
処分費（FRP）		m3	0. 042				
合計							

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	アスレチック遊具	流動木	単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂, 上記以外(小規模), 全ての費用						
			m3	8. 05				
埋戻し		上記以外(小規模), 土砂, 全ての費用						
			m3	7. 5				
基礎碎石							単 8号	
			m3	1. 68				
コンクリート		無筋・鉄筋構造物, 人力打設, 18-8-40 , 一般養生, 無し, 全ての費用						
			m3	0. 38				
型枠		一般型枠, 鉄筋・無筋構造物						
			m2	3. 84				
鋼製遊具設置工							単 9号	
			基	1				
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	複合遊具		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂, 上記以外(小規模), 全ての費用						
			m3	10. 69				
埋戻し		上記以外(小規模), 土砂, 全ての費用						
			m3	9. 43				
基礎碎石							単 8号	
			m3	3. 35				
コンクリート		無筋・鉄筋構造物, 人力打設, 18-8-40 , 一般養生, 無し, 全ての費用						
			m3	0. 92				
型枠		一般型枠, 鉄筋・無筋構造物						
			m2	7. 54				
鋼製遊具設置工							単 10号	
			基	1				
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 3号	滑り台ゴムマット		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂, 上記以外(小規模), 全ての費用						
			m3	1. 15				
埋戻し		上記以外(小規模), 土砂, 全ての費用						
			m3	0. 18				
基礎碎石							単 8号	
			m3	5. 29				
コンクリート		無筋・鉄筋構造物, 人力打設, 18-8-40 , 一般養生, 無し, 全ての費用						
			m3	0. 44				
型枠		一般型枠, 鉄筋・無筋構造物						
			m2	2. 48				
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 4号	揺動遊具		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂, 上記以外(小規模), 全ての費用						
			m3	1. 04				
埋戻し		上記以外(小規模), 土砂, 全ての費用						
			m3	0. 92				
基礎碎石		7. 5cm以下, クラッシュラン 40～0, 全ての費用						
			m2	0. 35				
コンクリート		無筋・鉄筋構造物, 人力打設, 18-8-40, 一般養生, 有り, 全ての費用						
			m3	0. 08				
型枠		一般型枠, 鉄筋・無筋構造物						
			m2	0. 7				
遊具設置工							単 11号	
			基	1				
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	公園施設撤去	アスレチック遊具	単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
公園施設撤去工			基	1			単 12号	
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 6号	公園施設撤去	公園施設の種類:複合遊具	単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
公園施設撤去工			基	1			単 13号	
合計								
単価							円／基	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 7号	公園施設撤去	公園施設の種類:揺動遊具	単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
公園施設撤去工							単 14号	
			基	1				
合計								
単価							円／基	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 8号	基礎碎石		単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
再生クラッシャーラン RC-40								
			m3	1				
合計								
単価							円／m3	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 9号	鋼製遊具設置工		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
設置費							単 15号	
			基	1				
製品費（運賃含む）								
			基	1				
合計								
単価							円／基	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号	鋼製遊具設置工		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
設置費							単 16号	
			基	1				
製品費（ゴムマット・運賃含む）								
			基	1				
合計								
単価							円／基	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 11号	遊具設置工		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員								
			人					
製品費(運賃含む) 揺動遊具								
			基	1				
合計								
単価							円／基	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 12号	公園施設撤去工		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員								
			人					
普通作業員								
			人					
はつり工								
			人					
合計								
単価							円／基	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 13号	公園施設撤去工		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員								
			人					
普通作業員								
			人					
はつり工								
			人					
合計								
単価							円／基	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 14号	公園施設撤去工		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員								
			人					
普通作業員								
			人					
はつり工								
			人					
合計								
単価							円／基	

3 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 15号	設置費		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員								
			人					
普通作業員								
			人					
合計								
単価							円／基	

3 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 16号	設置費		単位	基	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員								
			人					
普通作業員								
			人					
合計								
単価							円／基	

1 / 3

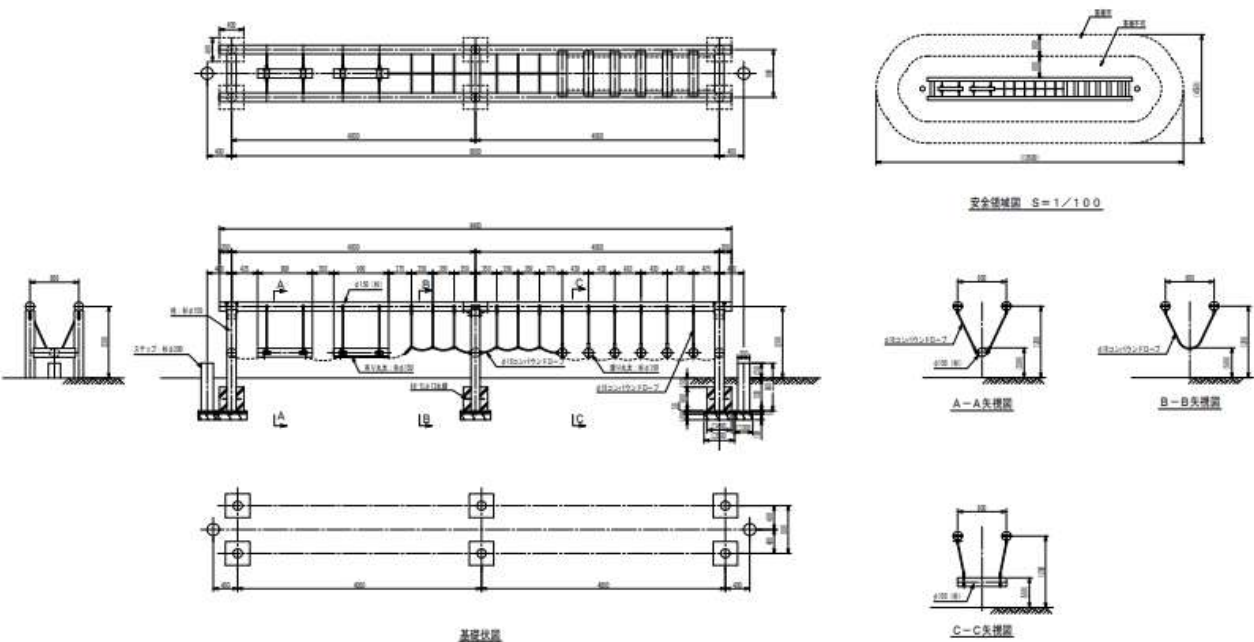
[illegible]

2 / 3

2 / 3

『アスレチック(流動木)』数量集計表(1基当り)

種 別		規 格	単位	数 量	備 考
本 体 工	基 礎 砕 石	RC-40 t=10cm	m ²	1.68	
	基礎コンクリート	18-8-40	m ³	0.38	
	基 礎 型 枠	小型構造物	m ²	3.84	
	均しコンクリート	18-8-40	m ³	0.08	
	アスレチック遊具		基	1	
作 業 土 工	床 掘 り	オープン掘削部 砂・砂質土	m ³	8.05	
	埋 戻 し	種別D	m ³	7.50	
	基 面 整 正		m ²	1.50	

遊 具 名 称		アスレチック(流動木)				単 位		1基当り			
略 図											
											
種 別		A 基 礎 算 式							数 量		
1. 基礎碎石 (RC-40)		A1=	0.50	×	0.50	×	6 (箇所)	=	1.5	1.68 m ²	
		A2=	0.30	×	0.30	×	2 (箇所)	=	0.18		
2. 基礎コンクリート (18-8-40)		V=	0.40	×	0.40	×	0.40	×	6 (箇所)	=	0.38 m ³
3. 基礎型枠 (小型構造物)		A=	0.80	×	0.40	×	2	×	6 (箇所)	=	3.84 m ²
4. アスレチック遊具 (流動木)		N=								1 基	
5. 床 掘 り		V1=	1.40	×	1.40	×	0.55	×	6	=	6.47
		V2=	1.20	×	1.20	×	0.55	×	2	=	1.58
										8.05 m ³	
6. 均しコンクリート		V1=	0.50	×	0.50	×	0.05	×	6 (箇所)	=	0.075
		V2=	0.30	×	0.30	×	0.05	×	2 (箇所)	=	0.009
										0.084 m ³	
7. 埋 戻 し		V=	8.05	-	0.38	-	1.68	×	0.1	=	7.50 m ³
8. 基面整正		A=	0.50	×	0.50	×	6 (箇所)	=		1.50 m ²	

『複合滑台』数量集計表(1基当り)

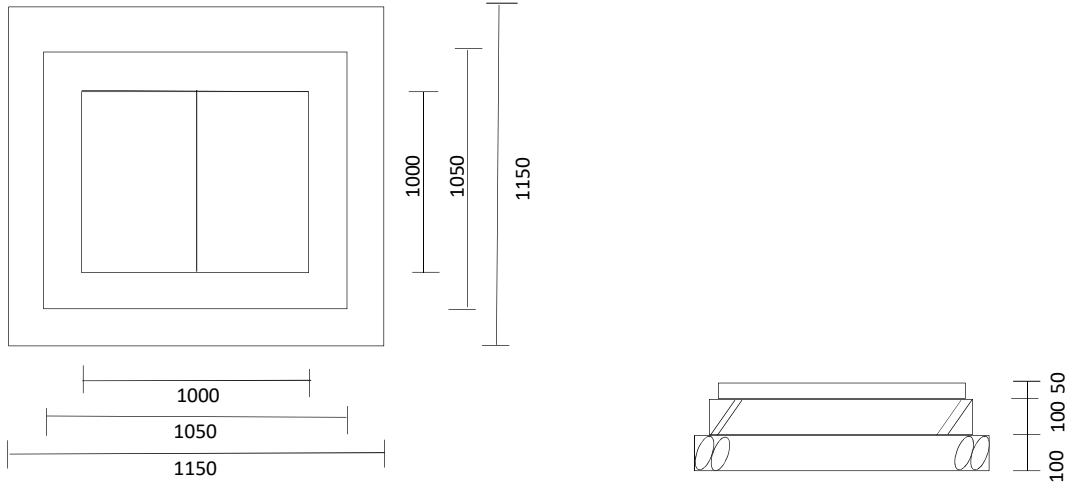
種 別		規 格	単位	数 量	備 考
本 体 工	基 礎 砕 石	RC-40 t=10cm	m ²	3.35	
	基礎コンクリート	18-8-40	m ³	0.92	
	基 礎 型 枠	小型構造物	m ²	7.54	
	均しコンクリート	18-8-40	m ³	0.11	
	複合遊具		基	1	
作 業 土 工	床 掘 り	オープン掘削部 砂・砂質土	m ³	10.69	
	埋 戻 し	種別D	m ³	9.43	
	基 面 整 正		m ²	3.10	

遊 具 名 称	複 合 滑 台	単 位	1基当り			
略 図						
※製品外形からの寸法を示す 安全領域 S=1/200						
種 別	A	基	礎	算	式	数 量
1. 基礎碎石 (RC-40)	A1= 0.70 × 0.70 × 2 (箇所) = 0.98 A2= 0.50 × 0.50 × 3 (箇所) = 0.75 A3= 0.50 × 1.00 × 1 (箇所) = 0.5 A4= 0.40 × 0.70 × 4 (箇所) = 1.12					3.35 m ²
2. 基礎コンクリート (18-8-40)	V1= 0.60 × 0.60 × 0.50 × 2 (箇所) = 0.36 V2= 0.40 × 0.40 × 0.50 × 3 (箇所) = 0.24 V3= 0.40 × 0.90 × 0.50 × 1 (箇所) = 0.18 V4= 0.30 × 0.60 × 0.20 × 4 (箇所) = 0.144					0.92 m ³
3. 基礎型枠 (小型構造物)	A1= 1.20 × 0.50 × 2 × 2 (箇所) = 2.4 A2= 0.80 × 0.50 × 2 × 3 (箇所) = 2.4 A3= 1.30 × 0.50 × 2 × 1 (箇所) = 1.3 A4= 0.90 × 0.20 × 2 × 4 (箇所) = 1.44					7.54 m ²
4. 複合遊具	N=					1 基
5. 床 掘 り	V1= 1.60 × 1.60 × 0.60 × 2 = 3.07 V2= 1.40 × 1.40 × 0.60 × 3 = 3.53 V3= 1.40 × 1.90 × 0.60 × 1 = 1.60 V4= 1.30 × 1.60 × 0.30 × 4 = 2.50					10.69 m ³

遊 具 名 称		複合滑台			単 位		1基当り						
略 図													
平面図 基礎平面図 S=1/40					正面図								
種 別		B 基 礎 算 式						数 量					
6. 均しコンクリート		V1=	0.70	×	0.70	×	0.05	×	2 (箇所)	=	0.049	0.11	m ³
		V2=	0.50	×	0.50	×	0.05	×	3 (箇所)	=	0.038		
		V3=	0.50	×	1.00	×	0.05	×	1 (箇所)	=	0.025		
7. 埋 戻 し		V=	10.69	-	0.92	-	3.35	×	0.1	=		9.43	m ³
8. 基面整正		A1=	0.70	×	0.70	×	2 (箇所)	=	0.98			3.10	m ²
		A2=	0.50	×	0.50	×	3 (箇所)	=	0.75				
		A3=	0.50	×	0.50	×	1 (箇所)	=	0.25				
		A4=	0.40	×	0.70	×	4 (箇所)	=	1.12				

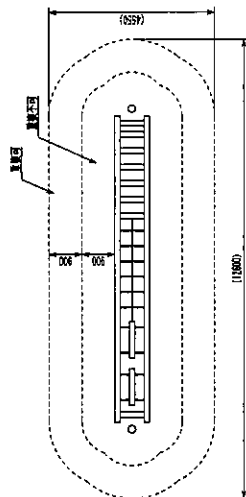
『複合滑台保護マット』数量集計表(1基当り)

種 別		規 格	単位	数 量	備 考
本 体 工	基 礎 砕 石	RC-40 t=10cm	m ²	5.29	
	基礎コンクリート	18-8-40	m ³	0.44	
	基 礎 型 枠	小型構造物	m ²	2.48	
	保護マット		枚	4	
作 業 土 工	床 掘 り	オープン掘削部 砂・砂質土	m ³	1.15	
	埋 戻 し	種別D	m ³	0.18	
	基 面 整 正		m ²	5.29	

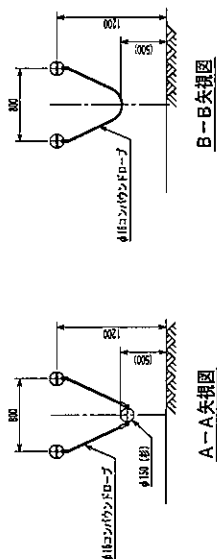
遊 具 名 称	複合滑台保護マット	単 位	1基当り
略 図			
			
種 別	算 式		数 量
1. 基礎碎石 (RC-40)	$A = 1.15 \times 1.15 \times 4$	(箇所) =	5.29 m ²
2. 基礎コンクリート (18-8-40)	$V = 1.05 \times 1.05 \times 0.10 \times 4$	(箇所) =	0.44 m ³
3. 基礎型枠 (小型構造物)	$A = 3.10 \times 0.10 \times 2 \times 4$	(箇所) =	2.48 m ²
4. 保護マット	$N = 2.00 \times 4$	(箇所) =	4.00 枚
	$V = 1.00 \times 1.00 \times 0.05 \times 4$	(箇所) =	0.20 m ³
5. 床 掘 り	$V = 1.15 \times 1.00 \times 0.25 \times 4$	(箇所) =	1.15 m ³
6. 埋 戻 し	$V = 1.15 - 0.44 - 5.29 \times 0.1$	=	0.18 m ³
7. 基面整正	$A = 1.15 \times 1.15 \times 4$	(箇所) =	5.29 m ²

『揺動遊具』数量集計表(1基当り)

種 別		規 格	単位	数 量	備 考
本 体 工	基 礎 砕 石	RC-40 t=10cm	m ²	0.35	
	基礎コンクリート	18-8-40	m ³	0.08	
	基 礎 型 枠	小型構造物	m ²	0.70	
	揺動遊具		基	1	
作 業 土 工	床 掘 り	オープン掘削部 砂・砂質土	m ³	1.04	
	埋 戻 し	種別D	m ³	0.92	
	基 面 整 正		m ²	0.35	

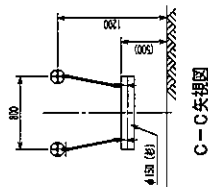


安全計画図 S=1/100

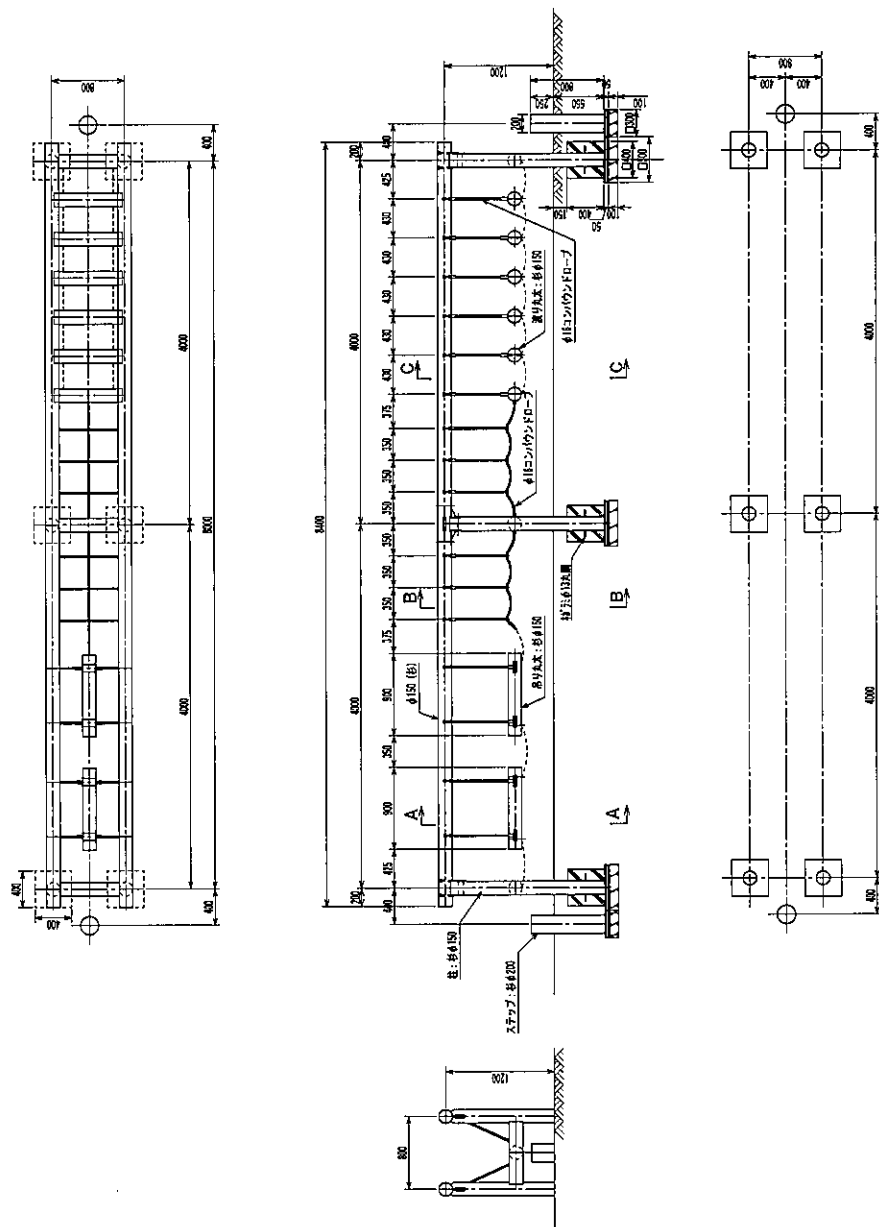


A-A矢張図

B-B矢張図

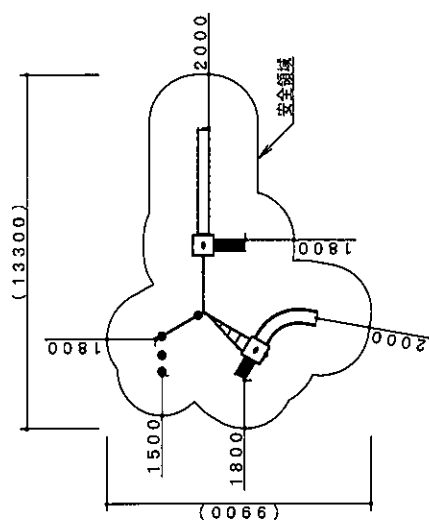


C-C矢張図

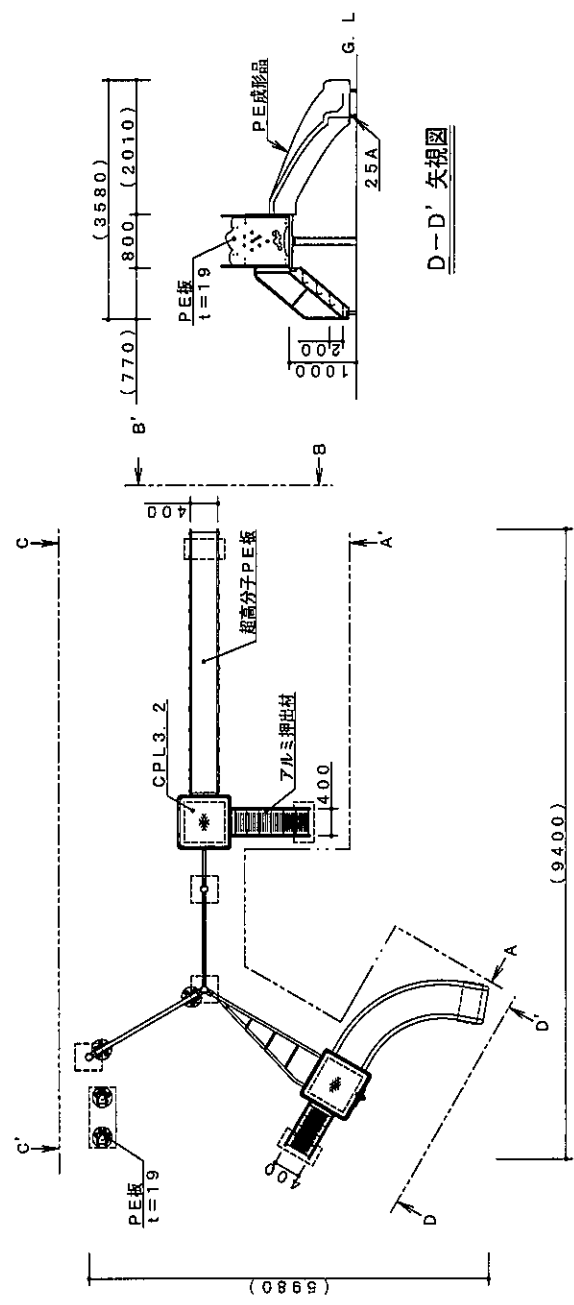


基礎伏図

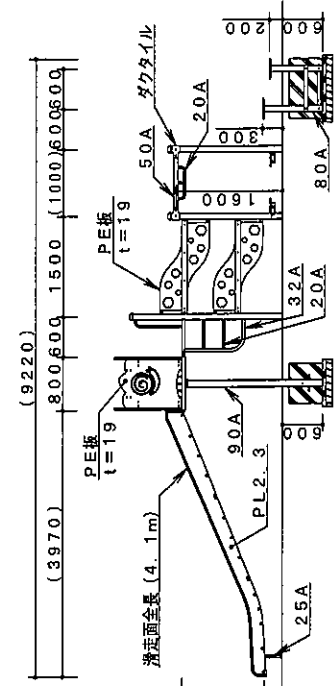
- 1) 製品は、(一社) 日本公団建設株式会社が発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に適合した製品である。
- 2) 製品は、(一社) 日本公団建設株式会社が発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に適合した製品である。
- 3) 図に示す寸法は、(一社) 日本公団建設株式会社の発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に基づくものである。
- 4) 製品は、(一社) 日本公団建設株式会社の発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に適合したものである。
- 5) 製品は、(一社) 日本公団建設株式会社の発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に適合したものである。
- 6) 製品は、(一社) 日本公団建設株式会社の発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に適合したものである。
- 7) 製品は、(一社) 日本公団建設株式会社の発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に適合したものである。
- 8) 製品は、(一社) 日本公団建設株式会社の発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に適合したものである。
- 9) 製品は、(一社) 日本公団建設株式会社の発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に適合したものである。
- 10) 製品は、(一社) 日本公団建設株式会社の発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に適合したものである。
- 11) ナットは、(一社) 日本公団建設株式会社の発行する「道路の安全に関する規格」JPF-A-SP-S: 2024」に適合したものである。
- 12) 本製品の設計図面の変更、複製を禁止いたします。



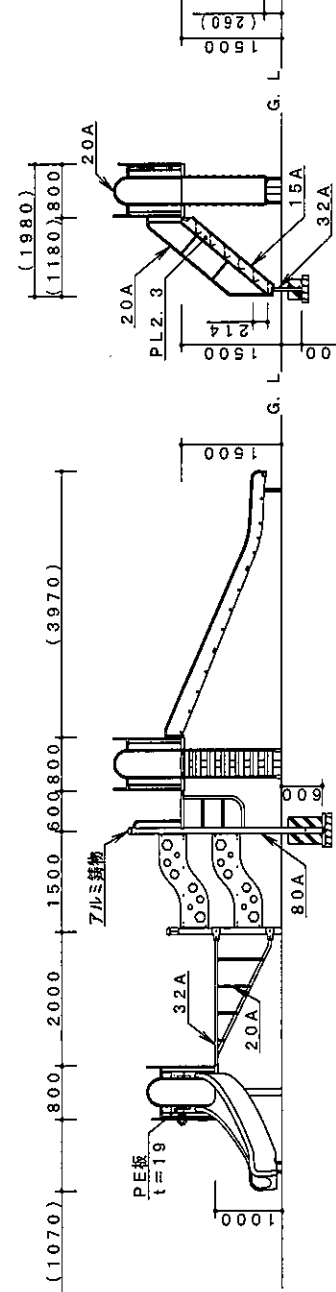
※製品外形からの寸法を示す
安全領域 S=1/200



D-D' 矢視図



B-B' 矢視図



A-A' 展開図

C-C' 矢視図

※PE成形品の寸法は、表記寸法と異なる場合があります。

鋼材は、電気亜鉛メッキ処理後、合成樹脂塗付塗装とする（基礎部品は除く）。

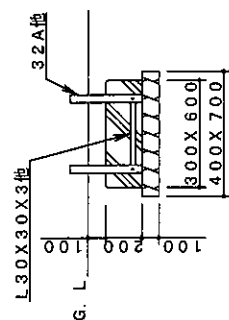
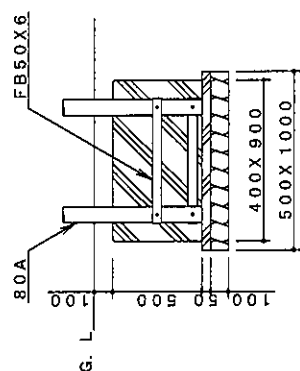
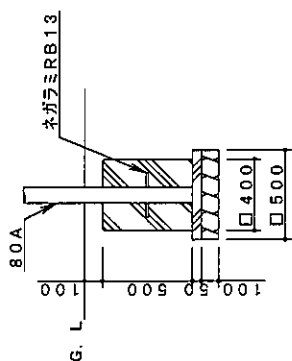
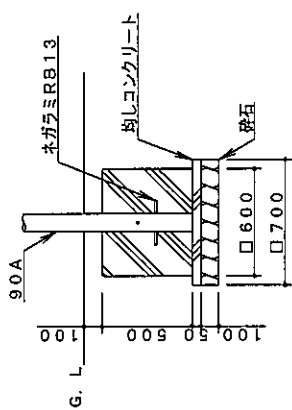
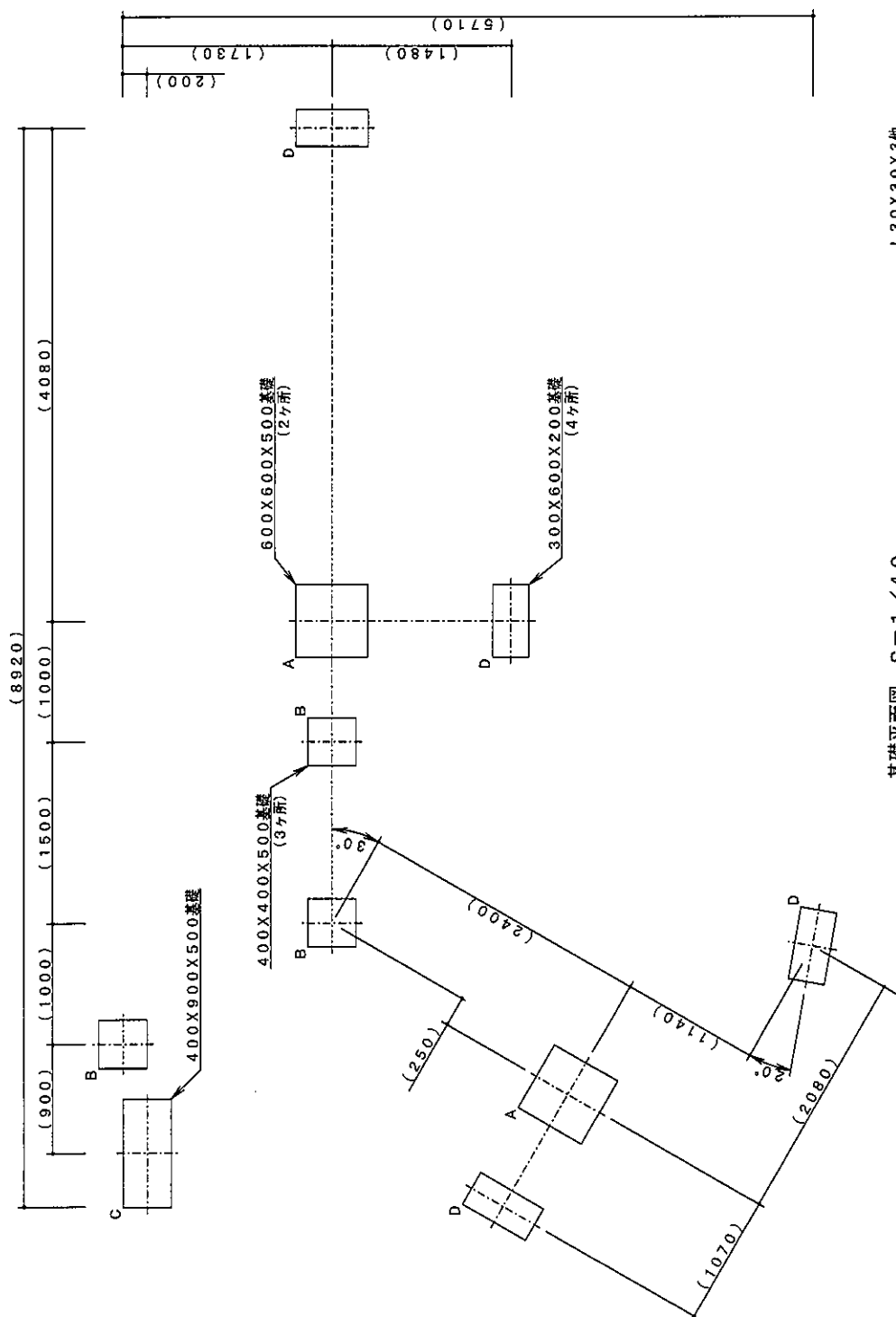
アルト・ナットは、電気亜鉛メッキ処理とする。

アルミ押出材は、アルミイト処理とする。

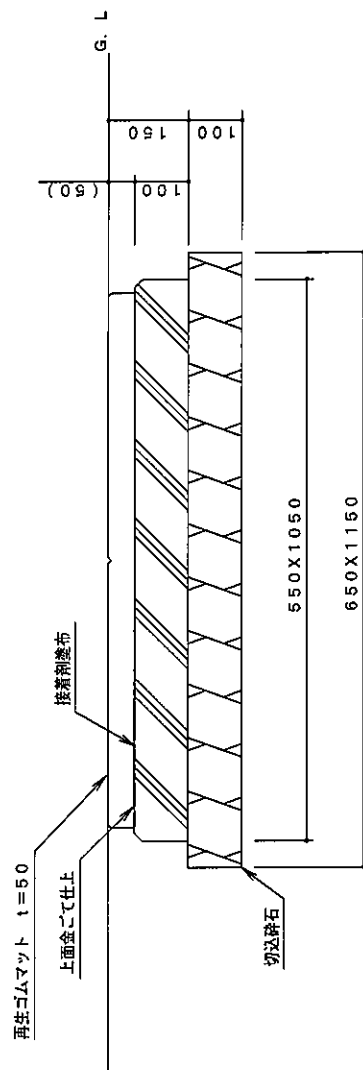
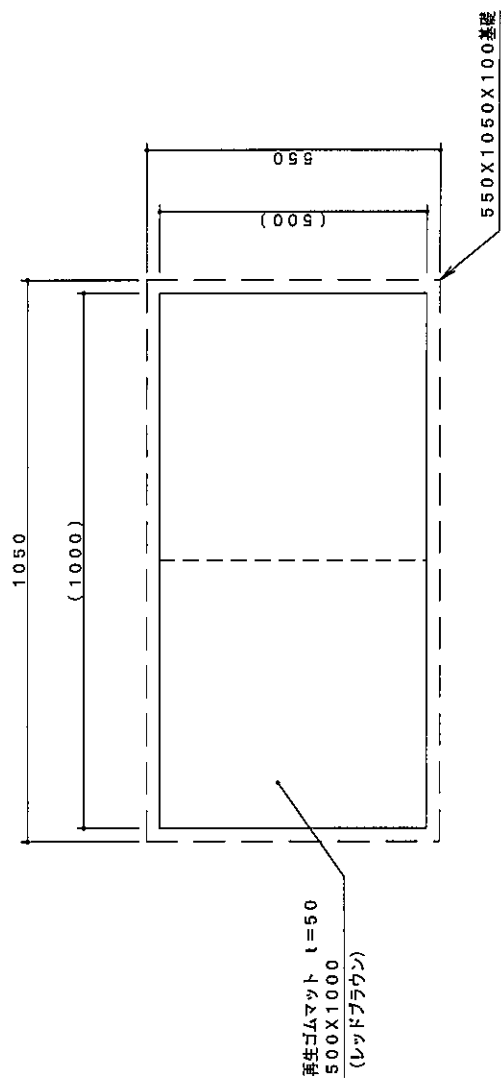
利用対象年齢は、幼児（3才～6才）とする。

ISO9001・ISO14001の認証取得企業で品質管理された製品とし、（一社）日本公園施設業協会の賠償責任保険付とする。本製品は、遊具の安全に関する規格JFPA-SP-S：2024に準拠した製品とする。

主 要 鋼 管		20A	25A	32A	50A	80A	90A
品 名		外径27.2	外径34.0	外径42.7	外径60.5	外径89.1	外径101.6
肉 厚		2.3	3.2	3.5	3.8	4.2	4.2
CM-248		ぼうけんステーション					
図 番		CM-248-#00-1/2					
尺 寸		1/80 作図日 2024. 7. 1					



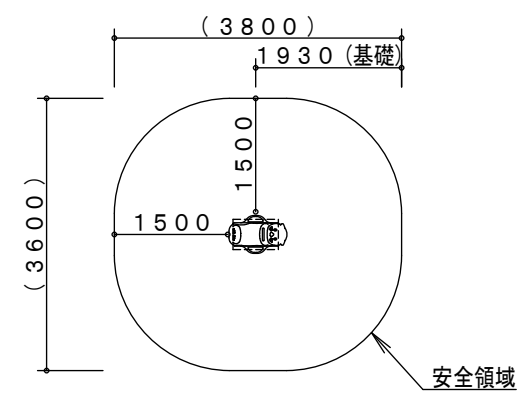
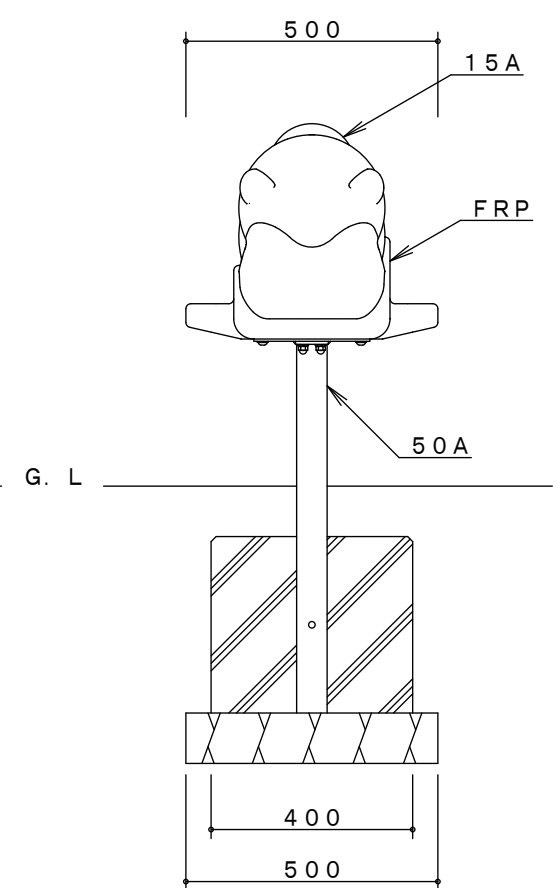
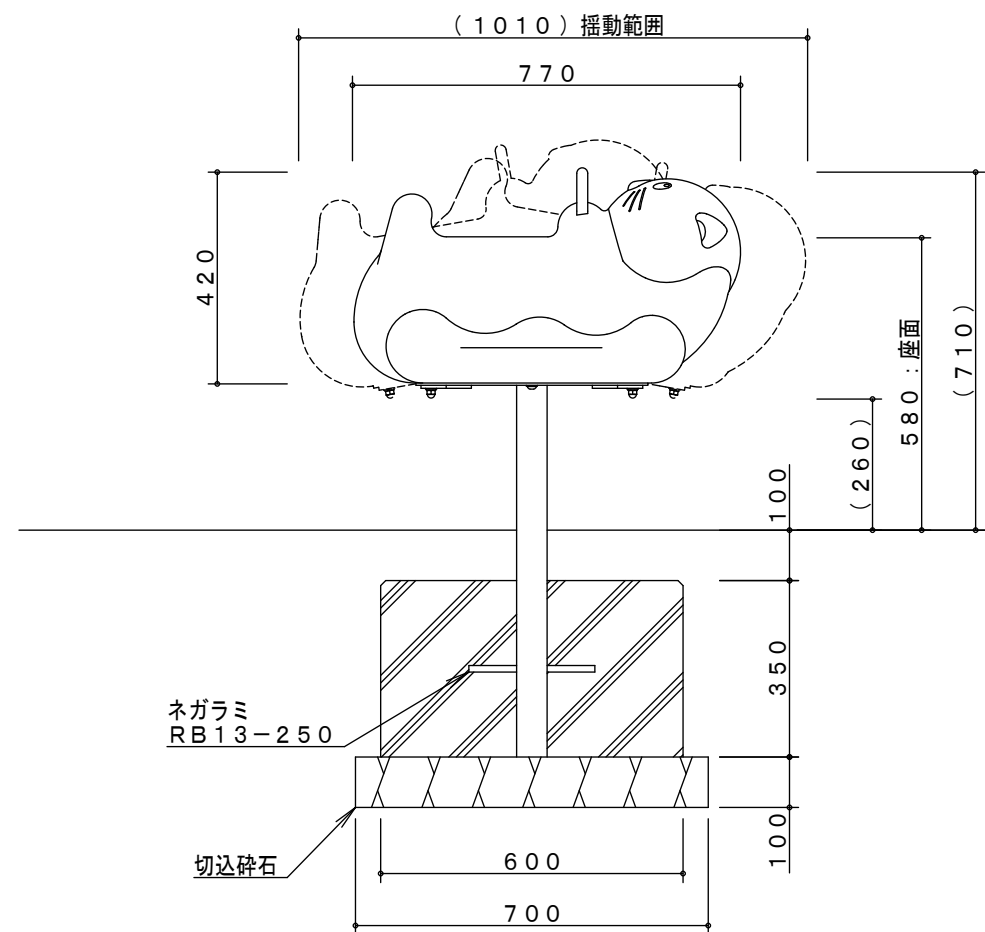
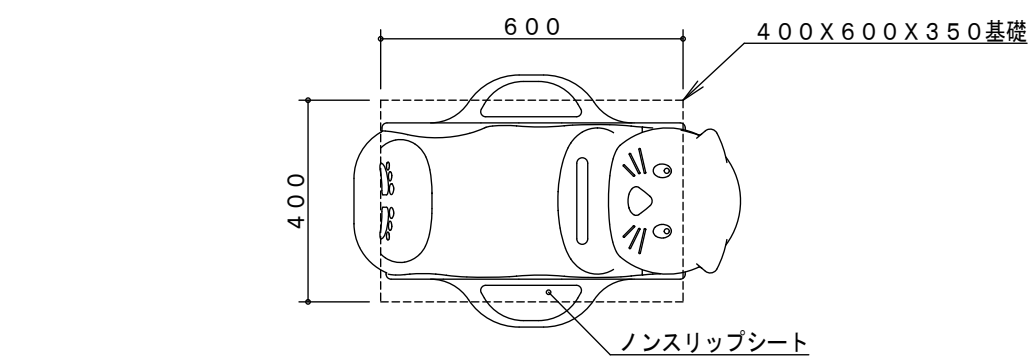
製品仕様	主 要 鋼 管				CM-248	品 名
					ぼうげんステーション	
					CM-248-#00-2/2	図 番
					1/30 作図日 2024. 7. 1	尺 度



※製品寸法公差 長さ・幅: ±1%、厚み: ±2mm

ISO9001・ISO14001の認証取得企業で品質管理された製品とし、(一社)日本公園施設業協会の総合賠償責任保険付とする。

製品仕様	ISO9001・ISO14001の認証取得企業で品質管理された製品とし、（一社）日本公園施設業協会の総合賠償責任保険付とする。					
主						
要						
鋼						
管						
	品名	PG-12				
		セーフティゴムマット				
		(500X1000・t50)				
	図番	PG-12A				
	尺度	1/10	作図日	2014.	8.	4



※製品外形からの寸法を示す
安全領域 S=1/100

製品仕様	支柱（50A）は、溶融亜鉛メッキ処理とする。ハンドル（15A）は、粉体塗装とする。 その他の鋼材、ボルト・ナットは、電気亜鉛メッキ処理とする（基礎部品は除く）。 利用対象年齢は、幼児（3才～6才）とする。 ISO9001・ISO14001の認証取得企業で品質管理された製品とし、（一社）日本公園施設業協会の賠償責任保険付とする。本製品は、遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S：2014に準拠した製品とする。	主要鋼管	15A	外径21.7	肉厚 2.8	品名	LK-17	
			50A	外径60.5	肉厚 3.8		リンクミニ ウキウキらっこ	
						図番	LK-17	
						尺度	1/15	作図日 2015. 8. 6